

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

[法人の概要]

令和7年7月1日現在

代表者名	理事長 島村 宏(非常勤)	県所管部課	茨城県警察本部組織犯罪対策第一課	
所在地	水戸市三の丸1-5-38	電話番号	029-228-0893	
ホームページURL	http://www.boutsui-ibaraki.or.jp	E-mailアドレス	info@boutsui-ibaraki.or.jp	
資本金(基本財産)	804,311	千円	設立年月日	平成4年6月16日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県	300,000	37.3%
	2	水戸市	7,734	1.0%
	3	日立市	6,450	0.8%
	4	つくば市	5,240	0.7%
	5	古河市	4,620	0.6%
その他	ひたちなか市など2, 803団体		480,267	59.7%
設立目的	暴力団員による不当要求行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救済を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。			

[事業の概要]

(単位:千円)

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	内容	
事業1	予防及び支援事業	19,240	18,346	18,755	暴力団排除気運を醸成するための広報啓発活動 公安委員会の委託を受け、県内各事業所から選任された 不当要求防止責任者に対して行う講習事業 暴力追放相談委員による面接、電話等による暴力団に関 する相談事業 暴力団排除にかかる組織活動支援事業等
	全体事業に占める割合	73.8%	72.6%	73.3%	
事業2					
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
事業3					
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
その他事業	事業1~3以外	6,815	6,941	6,849	指定管理者
	全体事業に占める割合	26.2%	27.4%	26.7%	
全体事業		26,055	25,287	25,604	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

< 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター から県民のみなさまへ >

暴力団は、依然として県民の平穏な日常生活・健全な経済活動の脅威となっております。
当センターは、暴力のない安全で住みよい茨城県を実現するために、県民のみなさまと共に地域社会からの暴力団排除に向けた事業活動に取り組んでおります。
特に、相談事業については、誰もが気軽に相談でき、「相談して本当に良かった」と言われるような、みなさまの身近で頼りになるセンターを目指して活動しております。
今後とも、当センターは、警察・弁護士会と連携しながら、県内各地における暴力団排除活動を積極的に支援するなど、暴力団の被害に困っている方の「駆け込み寺」となるべく取り組んで参ります。

令和8年2月 理事長 山口恒巳

[経営状況] 公益財団法人茨城県暴力追放推進センター (単位:千円)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減数	増減理由
正味財産増減計算書	経常収益	25,007	25,238	25,406	168	
	基本財産運用益	12,758	12,758	12,768	10	
	事業収益	3,069	3,234	3,496	262	不当要求防止責任者講習委託料増加
	受取補助金等	0	0	0	0	
	その他収益	9,180	9,246	9,142	△ 104	賛助会費の減収
	経常費用	26,055	25,287	25,604	317	
	事業費	19,240	18,346	18,755	409	単価の高騰
	管理費	6,815	6,941	6,849	△ 92	
	うち役員人件費	5,084	5,089	5,083	△ 6	
	うち職員人件費	13,207	13,578	13,631	53	
	評価損益等	0	0	0	0	
	経常増減額	△ 1,048	△ 49	△ 198	△ 149	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	経常外増減額	0	0	0	0	
法人税・住民税・事業税	0	0	0	0		
一般正味財産増減額	△ 1,048	△ 49	△ 198	△ 149		
指定正味財産増減額	△ 9,350	△ 12,150	△ 10,850	1,300	基本財産評価損	
正味財産期末残高	849,561	837,362	826,314	△ 11,048	基本財産評価損	
貸借対照表	資産合計	850,022	838,181	826,758	△ 11,423	基本財産評価損
	流動資産	6,342	6,651	6,078	△ 573	単価の高騰
	固定資産	843,680	831,530	820,680	△ 10,850	基本財産評価損
	負債合計	461	819	444	△ 375	
	流動負債	461	819	444	△ 375	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	849,561	837,362	826,314	△ 11,048	基本財産評価損
	基本財産充当額	838,331	826,181	815,331	△ 10,850	基本財産評価損
県財政関与状況	補助金	0	0	0	0	
	委託料	3,069	3,234	3,496	262	
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0	
	合計	3,069	3,234	3,496	262	
	財政的関与の割合(%)	12.3%	12.8%	13.8%	0.9	
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
借入金残高(期末)	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0		

主要経営指標	算式等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減P	備考
公益目的事業比率	認定法第15条に定める率	73.8%	72.6%	73.3%	0.7	
管理費比率	管理費/経常費用	26.2%	27.4%	26.7%	△ 0.7	
人件費比率	人件費/経常費用	70.2%	73.8%	73.1%	△ 0.7	
自己収益比率	自己収益額/経常収益	36.7%	36.6%	36.0%	△ 0.7	
流動比率	流動資産/流動負債	1375.7%	812.1%	1368.9%	556.8	
借入金比率	借入金残高/負債・正味財産合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	

[組織]

7月1日現在の人数		令和5年		令和6年		令和7年		増減数	増減理由			
		県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB					
役員	常勤理事・監事	1	0	1	1	0	1	0				
	非常勤理事・監事	9	0	0	9	0	0	10	0	1	1名理事増員	
	計	10	0	1	10	0	1	11	0	1		
職員	管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一般職	4	0	3	4	0	3	2	0	1	△ 2	
	嘱託・臨時職員等	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2名勤務形態変更
	計	4	0	3	4	0	3	4	0	1	0	
当期	プロパー職員平均勤続年数	14.3年	常勤職員(嘱託・臨時職員を除く)の年齢構成						平均年齢	常勤役員平均報酬(年額)		
			~20代	30代	40代	50代	60代	合計		1名のため個人情報となる報酬は非公開 千円		
			0	1	0	0	1	2	49.5歳	プロパー職員平均給与(年額)		
										1名のため個人情報となる給与は非公開 千円		

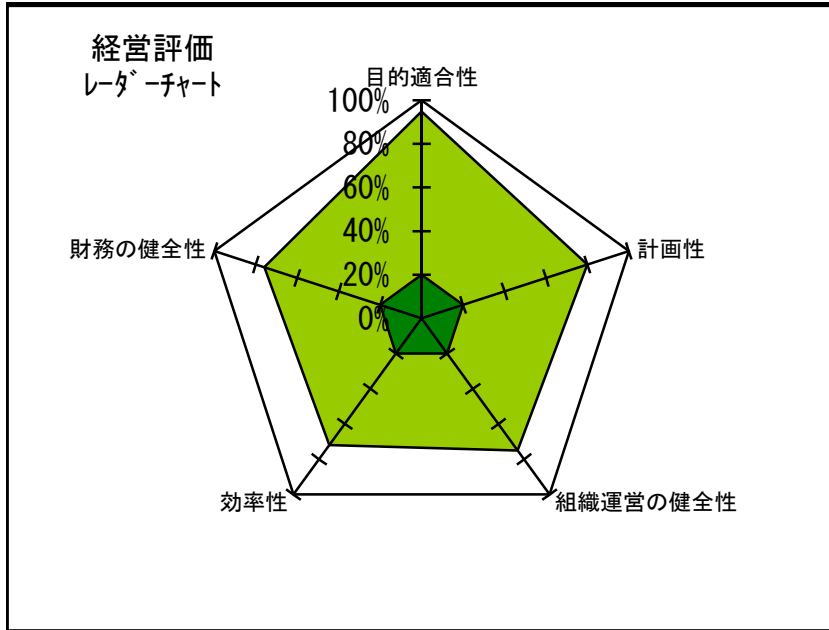
[評点集計]

公益法人等会計用

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	9	19	20	95%
計画性	8	16	20	80%
組織運営健全性	10	15	20	75%
効率性	10	13	18	72%
財務健全性	9	13	17	76%
合計	46	76	95	80%

警戒指標



《評価の視点》

目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
組織運営健全性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか。また、各事業の採算性がとれているか

[法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
<p>不当要求防止責任者講習事業については、具体的な事例を挙げながら効果的な講習を行い各事業所の責任者に対し、不当要求に対し適切に対応できる技術を習得させるよう努めている。また、暴力団に関する相談事業についても県民からの相談に応じ、関係機関と連携して問題解決に努めており、法人の設立目的と適合している。</p>	<p>県民の暴力団排除意識を高め、暴力団のいない安全で住みよい地域社会を実現するために、毎年度の事業実績を振り返り、その結果に基づいた健全な経営に努めている。</p>	<p>業務規程などを整備し、内部牽制を図っている。コンプライアンス規程及びマニュアルに基づき、職員が健全に業務を推進できるよう内部管理体制を確立している。</p>	<p>徹底した経費削減に努めるため、広報用パンフレットの印刷及び不当要求防止責任者講習用読本など物品購入に際して、数社から見積もりを行っている。</p>	<p>3期赤字計上のため財政部門の強化を図りたい。監事による年2回の監事監査を受けている。また、公認会計士関与の下、財務諸表の作成や税務申告を的確に行っている。</p>
<p>今後の事業展開の方向及び法人の将来展望</p>	<p>最近の暴力団情勢は、警察の取締に加え、暴対法改正や暴排条例の改正により、社会全体における暴力団排除活動が活発化したことで、全国的に暴力団構成員の数は減少傾向にあるものの、偽装離脱や組織が実態を隠ぺいするなど不透明化が一層進んでいることに加え、指定暴力団の組織分裂が進み、これによる対立抗争の発生も危惧されている。また、暴力団の資金面においては、覚醒剤等の薬物の密売や恐喝といった旧来の資金獲得犯罪の他に、二セ電話詐欺等の新たな資金獲得犯罪も増加している。こうした情勢を踏まえ、当センターとしては、これまで以上に効果的な広報活動を展開し、センターの活動内容の普及や知名度向上を図ると共に、県民が暴力団からの被害に遭わないようにするため、積極的に不当要求防止責任者講習を受講できるよう、会場での講習に加え、オンラインによる講習を行い、利便性の向上を図る。県内各地における暴力団排除活動を積極的に支援するなど、暴力団等反社会的勢力対策の中心的役割を果たせるような事業活動を展開していき、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現を目指していく。</p>			

[法人担当課の意見]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
公安委員会の委託を受けて行う不当要求防止責任者講習や暴力団に関する相談事業を中心に、県内各地の暴力団排除を推進する団体等に対する支援も積極的に行っており、法人の設立目的と適合している。	毎年度の事業計画及び中長期計画に基づいた経営がなされている。今後とも目標達成に向け、効果的な広報活動を行い、暴追センターの認知度向上、賛助会員の獲得に努めるなど、一層の努力が必要である。	コンプライアンス規定及びマニュアルを整備し、職員に周知を図るなどの法令遵守を徹底している。職員の人材育成のための各種研修会等に参加させ、専門知識の向上に努めるなど、健全な運営がなされている。	賛助会員の獲得等による更なる財政基盤の強化が課題である。	3期連続で赤字計上のため、委託料や事業実績などを分析し、改善する必要があると認められる。
<p>法人担当課の意見</p> <p>県民による暴力団排除気運が高まるなか、暴力団に関する各種相談、事業者から選任された責任者に対し、公安委員会の委託を受けて行う不当要求防止責任者講習を中心とした業務は、専門的知識を要する特殊な業務であり、暴追センターの担う役割は大きいものがある。県民の要望に応えるには、これ以上に暴追センターの認知度を向上させる必要があり、引き続き、県民に対する効果的な広報活動を実施し、暴追センターの事業内容や必要性を周知させるとともに、県民の要望に沿った活動を行うよう指導していく。</p>				

[経営目標]

区分	指標名	単位	R4実績	R5実績	R6目標値	R6実績	達成度(%)	R7目標値	
経営目標	事業成果	1 暴力団相談	件	760	997	900	745	82.8%	900
		2 責任者講習	人	1,350	1,329	1,500	1,659	100.0%	1,600
	健全性	1 賛助金獲得	万円	918	924	940	896	95.3%	940
		2							
	効率性	1							
		2							
平均目標達成度							92.7%		

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する	
総合的所見等	<p>法人は、暴力団員からの不当要求等について県民からの相談に応じ、関係機関と連携して問題解決に努めているほか、不当要求防止責任者講習会の開催などを通じ、暴力団排除活動に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、安全で安心できる地域社会の実現に向けて、関係機関と連携し、より効果的な事業を展開するとともに、デジタル技術を活用するなどして法人活動のPRを積極的に行い、幅広い暴力団排除活動に努められたい。</p> <p>また、令和6年度の当期経常増減額は△198千円(前期比149千円減)となり、3期連続赤字となっている。法人の活動費は、基本財産の運用益と賛助会員の会費等により賅われており、事業を継続するためには、経費の削減に努めるとともに、新たな賛助会員や寄付金の募集、助成金の獲得などにより、財政基盤の強化を図られたい。</p>				
総合的所見等に係る対応	<p>法人の業務は、不当要求防止責任者講習の実施と暴力団に関する相談が中心となる。</p> <p>同講習については、受講対象となる選任事業所の拡大を図るとともに、具体的事例を交えた実践的な講習を実施するよう指導していく。</p> <p>受講環境についても集合講習に加え、オンラインによる講習を導入しており、引き続き受講者が受講しやすい環境を整えるよう指導していく。</p> <p>暴力団に関する相談については、警察及び弁護士との確実な連携により、早期に問題解決を図るよう指導していく。</p> <p>暴力団排除活動については、各種業務の機会を捉えて同活動への積極的な支援を行い、県民にとって最も身近な存在となるように、より効果的な広報活動を展開する。</p> <p>法人の活動については、3期赤字計上であることから、新たな賛助会員を募集するなど、赤字に向けた取組を強化し、より財政基盤の充実を図るよう指導していく。</p>				